

近世石清水八幡宮領内の土地売買

—木村家文書解題—

稻吉 昭彦

はじめに

本稿は、木村家文書についての解題を述べるものである。したがつて、その概要を紹介することを目的としているが、木村家文書を特徴付ける近世石清水八幡宮領内の土地売買に関する文書群も紹介し、解題としたい。なお、本叢書に木村家文書目録も載せてあるので併せて参考いただければ幸いである。

一 木村家文書の概要

木村家文書は、八幡市八幡山柴の木村家に伝来した慶長期～昭和期の文書で、文書の総数は二三四三点にのぼる。

木村家の来歴に関しては、竹中友里代「調査に至る経過」・杉山三佳「木村家のあゆみと八幡の民芸呂申紙鯉とかんざしの記録」(東昇・竹中友里代編 京都府立大学文化遺産叢書第三集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化』) 京都府立大学文学

部歴史学科、二〇一〇年) で述べられており、詳細はそれに譲るが、「香具屋」という屋号をもち、代々油商を営んでいたことがわかつている。木村家に伝来した文書は家屋に隣接する蔵に保管され、文書は箱に収納されており、調査・整理過程で順番に一～一五の箱番号を付した。その概要是次の通りである。

		内 容		文書数	箱
		四九点	一		
一	四九点	領知朱印状や補任状を保管する箱で、慶長五年(一六〇〇)五月二十五日付美豆二右衛門宛の徳川家康領知朱印状を納めてい。このほかにも銅持座関係、土地売買関係、金錢貸借関係などがある。注目すべき史料として、元和三年(一六一七)八月十六日付石清水八幡宮御鉢持座之目録写や御鉢主神人職補任状などがあり、石清水八幡宮との関わりをうかがうことができる。			
二	六四点	明治期以降の木村家土地所有関係、年貢収納帳、土地台帳、地券、土地売渡証書などが中心。明治期以降の木村家の田畠所有状況を知ることができる。			
三	五五点	明治期以降の冠婚葬祭関係や事務書類など家関係史料。			
四	三九七点	『八幡市誌』編さん事業に使用し返却された状態で保管されている文書群。農事・水利関係や役場関係などが中心で、特に明治期の耕地整備に関するものが散見される。			
五	三九〇点	明治期以降の書籍や賞状を中心とした家関係史料。			
六	一〇〇点	明治期以降の歌集や家計收支帳など家産関係史料。			
七	三七点	明治期以降の土地関係や金錢貸借関係、家関係などが納められている。			
八	二五五点	明治期以降の土地関係や金錢貸借関係、家関係などが納められている。			
九	七〇点	明治期以降の油絞り関係史料で、油米相場日記や菜種油売上帳、またそれらに関わる領収書や工場新築関係、さらに仲買人取引簿など、経営の実態と拡がりをうかがい知ることのできる史料群である。			
一〇	二二点	明治期以降の木村家に関わる領収書や租税関係。			
一一	二二点	作文帳や謡本など、文化的側面の一端を見出せる史料が納められている。			
一二	二四点				
一三	一七三点				
一四	三八点				

一五 六三〇点	<p>土地売買関係、金銭貸借関係、油絞り関係などである。注目すべき史料として、寛永二〇年（一六四三）二月一日付の淀屋个庵に宛てた田地売券があり、数少ない淀屋个庵に関する史料の一つである。淀屋个庵については、本叢書所収の竹中友里代「木村家文書の淀屋関係史料と石清水神領景観の変化」で詳述されているのでそちらを参照されたい。</p>
------------	--

①本米

近世石清水八幡宮領内の田地・畠地などには、「本米」という名称の年貢徴収権が存在しており、その権利が売買されていた。

【史料一】（木村家文書 第一五箱一一五七号）（以下箱と文書の番号のみ記す）

永代譲り渡申本米之事

字川口高大道

一、本米三斗五升五合

字ばんか

一、同式斗式升五合

合五斗八升

御朱印嶋田弥四郎殿内也

以上、文書箱ごとに木村家文書の概要を記した。このうち近世文書をみてみると、近世石清水八幡宮領内の土地売買に関する文書が数多く残されていることが一つの特徴といえる。その内容を概観すると領知朱印状、本米（年貢徴収権）、作職（土地耕作権）の売買に分類することができる。以下、これら近世石清水八幡宮領内の土地売買関係の史料から、第二章で朱印地（本米と作職）の売買について、第三章で領知朱印状の売買についてみていくことにしたい。

二 朱印地の売買

近世における石清水八幡宮領は、慶長五年（一六〇〇）五月二十五日付け徳川家康領知朱印状が祠官・神官・神人・山上坊・地下寺庵などに対して三六一通発給され、それぞれに朱印地が与えられた（¹）。

その朱印地は、木村家文書に数多く残されている売買証文（土地売買に関する文書）が物語るように、朱印地じたいが分割され売買されるだけでなく、「本米」や「作職」と称されるものに分化され、それが頻繁に売買されていた。

以下、「本米」と「作職」の売買に関する史料をみていく。

【史料一】によれば、長浜越前が木村半兵衛に字川口高大道の本米三斗五升五合と字ばんかの本米二斗二升五合（合計五斗八升）を文銀

七五〇匁で売り渡したことがわかる。また、「御朱印嶋田弥四郎殿内」とあるように、もともとは嶋田弥四郎の朱印地の一部であつたことから、朱印地を分割していたことがうかがえる。

同様の内容は次の史料からも確認できる。

【史料二】（木村家文書 一五一六六）

永代譲り渡申本米之事

字家田地蔵ノ口

中作

一、本米高壹斗也

大森与助（印）

同

家田町

久左衛門（印）

勘兵衛（印）

同

川口村

三郎兵衛

一、同高壹斗四升
一、同高壹斗

林李左衛門

同

一、同高五升
合高四斗四升

谷口勘左衛門（印）

◎作職

上記のように、石清水八幡宮領内では「本米」という名称の年貢徴収権が売買されていたが、それと同様に「作職」という名称の土地耕作権も売買されていた。

【史料三】（木村家文書 一五一五六）

永代譲り渡シ作職之事

相懸申間敷候、為後鑑譲り券状依如件、

譲り主

天保十三寅七月

片岡頼母（印）

証人

河原崎出羽（印）

口入

屋根屋

新助（印）

木村半兵衛殿

【史料二】によれば、片岡頼母が木村半兵衛に字家田地蔵ノ口の「本米」四斗四升（内訳は「本米」一斗・一斗四升・一斗・五升・五升）を金四両で売り渡したことがわかる。また、本米高の下に記された「中作大森与助」ほか五名が、その土地の「作職」（土地耕作権）を所有しているものと考えられ、この「作職」所有者から「本米」として毎年年貢を徴収していただろう。ここから、朱印地が「本米」と「作職」に分化していることがうかがえる。

右本米我等所持之処、今度無拠要用ニ付、金四両慥ニ請取永代其元江譲り渡シ申候所実正明白也、然ル上右本米ニ付、外々る違乱妨申もの出来候ハヽ、印形之銘々罷出急度埒明、其許江少茂損難

字小僧

一、高壹石八斗

内本米壹石、此方江遣シ可申候、

残テ高八斗也、

右者雖為御朱印、此度金子無拠要用ニ付、文銀六百四拾匁ニ永代作職ニ譲リ申所実正明白也、右田地右郷中掛り物者、國役石打両方共五斗五升也、尤御修理料三升合ア三口分、此方遣シ可申候、右田地ニ付、外右違乱申もの有之者、我等罷出急度埒明可申候、為後日作職譲リ証文如件、

天和三年

亥十二月十九日 森元与右衛門（花押）

証人出入

作左衛門（印）

園

仁兵衛殿

参

【史料三】から、森元与右衛門が園の仁兵衛に字小僧の田地一石八斗の「作職」を文銀六四〇匁で売り渡していることがわかる。その一

石八斗の内、「本米」として一石を森元与右衛門に納入することになつており、残りの八斗が実質の取り分である。この場合、森元与右衛門が朱印地として「本米」と「作職」を所有していたが、その内「作職」を園の仁兵衛に売り渡したと考えられる。

同様の内容は次の史料からも確認できる。

【史料四】(木村家文書 一五二三三六)

永代譲り渡申作職之事

字壹丁畑

一、高壹石七斗

内右八斗本米神応寺江出ル

又水抜掛け

其外諸役懸り物少も無之候、

右之田地我等雖為買得、今度依有要用、文銀四百五拾匁二請取永代其元殿江譲り渡申處実正也、則古証文壹通相添可申候、此田地ニ付、外右違乱申者有之候ハ者、印形之銘々罷出、急度埒明其元へ少シも御難儀掛け申間敷候、為後証田地譲り券状仍而如件、

天明八年

譲り主

戌申十月十五日

木綿屋

庄兵衛（印）

証人

土橋町

源四郎（印）

半兵衛殿

土橋町

源四郎（印）

【史料四】によれば、木綿屋庄兵衛が土橋町の半兵衛に、字壹丁畑の田地「作職」を文銀四五〇匁で売り渡していることがわかる。領知高は一石七斗であつたが、その内の八斗は「本米」として神応寺へ納入することになつており、残りの九斗が実質の取り分であつた。この

場合、神応寺が「本米」を所有していたと考えられる。

三 領知朱印状の売買

さて、先にふれたように、慶長五年（一六〇〇）五月二十五日付徳川家康領知朱印状が石清水八幡宮領内に三六一通発給されたが、その一通が木村家文書に伝来する。それが次の史料である。

【史料五】（木村家文書 一一一）

（包紙上書）

「権現様 御朱印」

（包紙上書）

「美豆 二右衛門」

「権現様」

（端裏）

「三三百番」

「安居百姓九十六人」

当名木村半兵衛

「権現様」

「美豆 二右衛門」

八幡庄内四石六升事遣之候也、

慶長五

五月廿五日 家康（朱印）

（美豆 二右衛門）

【史料五】は慶長五年（一六〇〇）五月二十五日付徳川家康領知朱印状（折紙）で、美豆二右衛門に対し八幡庄内四石六升を宛行という内容である。

では、どのようにこの領知朱印状が伝來したのであろうか。結論から言えば、この領知朱印状は一度の譲渡を経て、木村家に伝來したものであつた。まず、一度目の譲渡は元文四年（一七三九）八月九日であつたことが確認できる。

【史料六】（木村家文書 一一二）

（譲り申一札之事）

一、御朱印壹通高四石六升美豆二右衛門分、右之 御朱印其方依有

由緒譲り渡申所実正也、然上ハ永々其方ニ頂戴可被成候、為後

日手形如件、

証人

元文四年己未

古比庄右衛門（印）

八月九日

譲り主

木村二右衛門（印）

木下半左衛門殿

（美豆 二右衛門）

【史料六】から、木村二右衛門が木下半左衛門に「御朱印壹通」を譲渡したことがわかる。この「御朱印」が四石六升の美豆二右衛門分であり、【史料五】の領知高と宛所と一致する。したがつて、「御朱印」が【史料五】の徳川家康領知朱印状を指しているのは間違いないだろう。

二度目の譲渡は天明四年（一七八四）十二月に行つてゐるが、その譲与の前に「香具屋半兵衛」が「御行司中」に対して次のような史料を宛ててゐる。

【史料七】（木村家文書 一五一一三七）

申上一札事

一、九拾六人與之内美豆二右衛門江被為成下 権現様 御朱印、
今度由緒ヲ以、私譲り請度段申上、御許容被下、則 御当職
様江も御願被下私江附続被 仰付被下難有仕合ニ奉存候、然
ル上ハ御大切ニ守護可仕候、且又御町内御作法万端是迄之通
急度相守聊々威言ケ間敷筋申上間敷候、為後証一札仍而如件、

天明四年

辰三月

香具屋

半兵衛印

柴座町

木村半兵衛殿

右之通町内年寄中様江書上之通申候写

御行司中様

【史料七】から、香具屋半兵衛が美豆二右衛門宛ての徳川家康領知

朱印状を譲り請けるために「御当職」から許可を得てゐることがわかつ
る。ここでの「御当職」は石清水八幡宮社務当職のことを意味する。よつ
て、石清水八幡宮が徳川家康領知朱印状の所有者を何らかの形で把握
していたことが、譲渡許可をめぐる石清水八幡宮と半兵衛とのやりと
りから推測できるが、その詳細はわからない。

そして二度目の譲渡が、次の史料から確認できる。

【史料八～九】（木村家文書 一五一一五〇二六）

（包紙上書）

〔上〕

【史料八】（木村家文書 一五一一五）

譲渡証文之事

一、権現様御朱印壹通

高四石六升

右之御朱印美豆二右衛門江被為 下置候処、私方へ譲請所持
いたし候、其元縁類之由緒依有之、今般譲渡申候、然ル上ハ
永々大切ニ頂戴可被成候、為後日之譲証文依而如件、

天明四甲辰年十二月

口入

家村宇兵衛（印）

元美豆

譲主木下半左衛門（印）

【史料九】（木村家文書 一五一一六）

一、壱歩 藤木へ遣

一、壱歩 世話人へ遣

覚 一、二朱壱片

（町内年寄
三軒遺物）

又外二入用二朱壱片

一、金壱兩貳歩

惣メ式兩壱歩

右之通帳二うけ取申候、以上、

十一月廿日

〔史料八〕
〔美豆〕
ニす

半左衛門 (印)

香具屋

半兵衛殿

【史料一〇】(木村家文書 一一一三)
御朱印田地之覺

元美豆
伏見屋源六 (印)

同所

字といき
一、高八斗五升 中村久左衛門 (印)

字といき
一、高七斗 町美豆

三口メテ三石五斗五升

小澤平兵衛 (印)

郷中掛もの右高之通町美豆伝兵衛殿江例年差出シ來り申候

町ニす

一、五斗壱升

大森伝兵衛

右五斗壱升ハ郷中配賦拾弐石余高有之候、此内二相籠り申候而、委儀ハ相知レ不申候、右三石五斗五升分毎年御取集伝兵衛殿江御持參可罷成候、以上、

天明四甲辰年十二月

木下半左衛門 (印)

香具屋

半兵衛殿

屋半兵衛から金一両一歩を受領したこと、藤木や世話人、年寄や諸入

【史料八】は、天明四年（一七八四）十一月付の譲渡証文である。これによれば、元美豆木下半左衛門が柴座町木村半兵衛に「權現様御朱印」を譲渡したこと、その「權現様御朱印」は美豆二右衛門に与えたもので、木下半左衛門がそれを譲り請けて所持していたことがわかる。ここで、「權現様御朱印」は美豆二右衛門に与えたものであることから、先に掲げた美豆二右衛門に宛てた徳川家康領知朱印状であることが判明する。つまり、木村家に伝来した徳川家康領知朱印状は、木村二右衛門→木下半左衛門→木村半兵衛という過程を経ていたのである。

また【史料一〇】は、この領知朱印状に記載している領知高四石六升の具体的な場所を知ることができる。すなわち、領知高四石六升の内、三石五斗五升が「字といき」と「字といき」とに所在する田地で、郷中掛物を美豆伝兵衛に提出していたこと、五斗一升は郷中のなかに所在するが、その詳細を知ることができないことがわかる。また、「元美豆伏見屋源六」ほか三名は朱印地の耕作関係者と考えられるが、関連史料が確認できないため、香具屋半兵衛との関係はうかがうことのできない。

このように、徳川家康領知朱印状の譲渡と具体的な場所などが明らかになつたが、実は二度目の譲渡は「金」の授受によるものであつた。では、美豆二右衛門宛て徳川家康領知朱印状はいくらで売買されたのであろうか。この問題は【史料九】が参考になるだろう。

【史料九】は、十一月二十日付の請取状で、「ニす」半左衛門が香具

用などへの支払いを含めた合計が金二両一步であつたことがわかる。

ここで注目すべきは、【史料九】の保管状況である。【史料八】と【史料九】とは包紙の中に一括しており、包紙には「上」と記載されている。【史料九】は年紀を欠く史料であるが、この一括状況から二つの史料が別々の時期に作成されたとは考えにくく、【史料九】の年代は天明四年（一七八四）と比定できる。ここから、これらの史料が徳川

家康領知朱印状売買に関するものとして包紙に一括してたと考えられ、【史料九】に記された受領金額は美豆二右衛門宛て徳川家康領知朱印状の売買金であったことが推測できる。つまり、美豆二右衛門宛て徳川家康領知朱印状は金一両二歩（合計は金二両一步）で売買したのである。

さらに注目すべきは、香具屋半兵衛が「^{〔美豆〕}ミス」半左衛門だけでなく、藤木・世話人・年寄にも「金」を支払っていることである。ここにみえる藤木は石清水八幡宮の「所司」と役目を担っており（2）、今回の領知朱印状をめぐる石清水八幡宮の譲渡許可に関わっていた人物と考えられる。また、世話人は領知朱印状譲渡を口入した人物であることから家村宇兵衛のことであろう。つまり、藤木・世話人・年寄は今回の領知朱印状譲渡に関わった人物と考えられ、支払われた「金」はいわば礼金の意味を含んでいたのであろう。

このように上記の史料は、当該期における徳川家康領知朱印状の売買とその金額が明らかになるだけでなく、領知朱印状譲渡に関わった人物を知ることができることから、領知朱印状の管理問題を考える上でも重要な史料といえよう。ただし、ここで注意すべきことは、領知

朱印状の売買は領知朱印状そのものの売買で、朱印地が付随する売買ではないことである。先に述べたように、朱印地は「本米」（年貢徵収権）と「作職」（土地耕作権）と称するものに分化し売買された。それは、領知朱印状と朱印地の所有者が必ずしも一致するとは限らないことを示唆している。

おわりに

以上、近世石清水八幡宮領内の土地売買についてみてきた。本来、領知朱印状は朱印地と不可分の関係にあり、両者の所有者は一致する。しかし、石清水八幡宮領内では、領知朱印状に記された名目が必ずしもその実態をあらわすものとは限らなかつた。時代が下るにつれて、領知朱印状と朱印地が乖離し、さらに朱印地は「本米」や「作職」と称するものに分化し、それぞれが売買された。ここから、石清水八幡宮領内は複雑で重層的な土地所有の様相を呈していくことが容易に想像できるだろう。

木村家文書は、このような売買証文（土地売買に関する文書）が数多く残されており、近世石清水八幡宮領内のあり様を考察する上で、重要な文書群の一つといえよう。

しかしながら、ここでは石清水八幡宮領内における土地売買の一事例を紹介したのに過ぎない。近世土地所有史の問題との関わりや木村家が土地売買・集積するにいたる細かな経緯、身分の問題など、本稿での考察をふまえて複合的に検討する必要があるだろう。今後の課題

としたい。

【註】

- (1) 竹中友里代「近世石清水八幡宮の石高—新史料「八幡宮筆記」を中心にして」(『資料館紀要』三六号、二〇〇八年)を参照。
- (2) 註(1)論文で紹介されている「八幡宮筆記」によれば、藤木の領知高は一〇石であることがわかる。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4
	(表)

- 1 聞き取り調査の様子
- 2 善法律寺と紅葉（提供：善法律寺）
- 3 石造物調査の様子
- 4 安居橋と桜（撮影：中井正寛氏）
- 5 中ノ山墓地 十三仏の阿弥陀像（撮影：中井正寛氏）



京都府立大学文化遺産叢書 第4集

八幡地域の古文書・石造物・景観
－地域文化遺産の情報化－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

竹中 友里代（同 特任助教）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2011年3月31日

印 刷 三星商事印刷株式会社

〒 604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル